**産業支援プログラム事業補助金相談票**

令和　　年　　月　　日

**１．相談者情報**

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 事業者名  ※創業の場合仮称又は未定 | （業種：　　　　　　） | | |
| 相談者氏名・役職 |  | | |
| 事業所住所・所在地 |  | | |
| 電話番号 |  | メール |  |
| 性別 |  | 生年月日 |  |

**２．実施したい事業の内容**

|  |  |
| --- | --- |
| 活用したい事業 | □創業応援事業　　　　　　□販路開拓きっかけづくり事業  □人材育成サポート事業　　□まちなか景観魅力アップ事業 |
| 創業塾の受講 | 無　・　有（　　　　年）　※創業応援事業の場合 |
| 加算要件確認 | □なし　□Ｕターン、Ｉターン（創業のみ）　□空き家・空き店舗活用 |
| 着手日（予定） | 令和　　年　　月　　日 |
| 完了日（予定） | 令和　　年　　月　　日 |
| 事業の概要 | 実施したい事業内容を簡潔に記載 |
| 経費 | 事業実施により想定される経費を記載 |
| 相談したい内容 |  |

※適宜、欄は広げて記載してください。 （次ページあり）

以下の事項についてあらかじめご認識ください（チェック欄に☑を記載）。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| № | 確　認　事　項 | チェック欄 |
| 1 | 交付決定前の事業費は対象となりません（交付決定前の発注を含む）。 | □ |
| 2 | 補助金は、実績報告書を確認し検査後に交付します。 | □ |
| 3 | 事業途中での中止や廃止は、真にやむを得ない場合以外は認められません。 | □ |
| 4 | 事業完了後の状況について定期的に調査を行います（３年程度）。また、事業内容や実施効果、事業完了後の状況などは市のホームページで公開します。なお、調査は村上市電子申請システムや電子メールでの回答が原則です。 | □ |
| 5 | 本書の内容、事業採択の結果や活用調査の内容については、支援機関（商工団体等）にも通知されます。 | □ |
| 6 | 関係書類等は補助金交付の翌年度から数えて５年間保管してください。 | □ |
| 7 | 本補助金は、支払を受けた事業年度における収入として計上し、法人税・所得税の課税対象となります。 | □ |
| 8 | 補助事業において取得した財産については、金額の大小に関わらず善良なる管理者の注意をもって適切に管理する義務を負います。  加えて取得価格または効用の増加額が１件あたり50万円（税抜き）以上の取得財産については、補助事業終了後も一定期間において、その処分等について市長の承認を受けなければなりません。 | □ |